

接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 } 5 (略)</p> <p>6 事業者は 第四条の表一の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を定する場合には その原価は別表第一の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は 平成二十三年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は 次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（その増減が当該事業年度から</p>	<p>附 則</p> <p>1 } 5 (略)</p> <p>6 事業者は 第四条の表一の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を定する場合には その原価は別表第一の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は 平成二十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は 次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては 第一種指定加入者交換機に係る設備区分のこの回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料</p>

加入者交換機関のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く)との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額(每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線選任収容装置から加入者交換機のうち選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額)を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度において、每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度において、每一种指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、老線選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

9) 旧第四号から第六号までの老線選任収容装置から加入者交換機のうち、選任収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、既に事業費が設置する選任収容装置設置局

の原価の五分の一を超えない額を加算するものであること

から加入者交換機設置区間に設置されているものに限る。

10<sup>1</sup>・11 (略)

12 事業者は 第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料を変更する場合には、その価値は第一種指定加入者交換機に係る設権区分のうち回線数の増減に応じて当該設権に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価(基地局設備の回線に係る設権の接続に関するものに限る)等からアナログ信号の伝送に用いられる設権の接続に関するものを除く(次項において同じ)の全部又は一部を加算して算定するようがである。

13 前項の加算は 平成二十一年三月三十一日までの間、第一種指定加入者交換機に係る設権区分のうち回線数の増減に応じて当該設権に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の二分の一を超えない額を加算するものでなければならない。

14<sup>1</sup> 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規創第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る)、一の項(加入者交換機能のうち回表備考一のイ及びロの機能(信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く))及び八の項に限る)に係る通信量については、平成二十三年三月三十一日までの間、新規創第十九条の規定により記録された通信量に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量の算定値を用いることができる。

91・10 (略)

11<sup>1</sup> 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規創第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る))、一の項(加入者交換機能のうち回表備考一のイ及びロの機能(信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く))、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く))及び八の項に限る)に係る通信量については、平成二十一年三月三十一日までの間、新規創第十九条の規定により記録された通信量に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量の算定値を用いることができる。

15 | 16 (略)

17 | 平成二十三年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表一の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと同量して算定するものとする。

18 | 19 (略)

12 | 13 (略)

14 | 平成二十年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表一の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと同量して算定するものとする。

15 | 16 (略)

附 則  
 一の責令は、公布の日から施行する。